

第6章 負担金事務

1 負担金とは

負担金とは、各地方公共団体が算定し基金に納付するもので、基金が実施する災害補償等の費用に充てられます。

負担金は、政令で定められた「職員の区分」に応じた率に、職員の給与の総額（退職手当・児童手当除く）を乗じて算出します。

2 概算負担金

「**前々年度の決算**」に計上された給与の総額を基礎に算出します。

毎年5月15日【毎会計年度の初日（4月1日）から45日以内】までに基金に報告書の提出及び納付することになっています。

【例】

令和7年度概算負担金の場合：令和5年度の決算に計上された給与の総額（令和6年9月に実施した令和5年度確定負担金算出の際の、職員区分ごとの給与の総額と一致する）を基礎に算出します。

※年度途中に市町村合併等により新たに団体が新設された場合

ア 新設の年度：「**新設年度の予算**」に計上された職員区分ごとの給与の総額を基礎に、**新設の日から45日以内**に基金に概算負担金の修正報告・納付することになります。

イ 新設の年度の翌年度：「翌年度の**予算**」に計上された職員区分ごとの給与の総額を基礎とします。

ウ 新設の年度の翌々年度：「翌々年度の**予算**」に計上された職員区分ごとの給与の総額を基礎とします。

【計算方法】

① 「各職員区分ごとの給与の総額」×「各負担金割合」＝「A」（円未満切り捨て）

② A×「理事長が定める率」＝概算負担金算定額（円未満切り捨て）

上記のように、①、②の2回にわたり、**それぞれ円未満切り捨ての端数処理**を行いますので、注意してください。

3 確定負担金

年度終了後、地方公共団体等の当該年度の決算に計上された給与の総額を基に得られる負担金であり、既に納付した概算負担金との過不足額を精算する仕組みになっています。

過不足額のうち、不足額については、翌年度の9月末までに基金に報告書の提出及び精算することになっています。

また、過誤納額は、還付するか、次年度の負担金に充当することになります。

【例】

令和6年度確定負担金の場合、令和6年度の決算に計上された給与の総額を基礎に算出します。翌年度の令和7年9月までに報告書を作成し、既に納付した令和6年度概算負担金との過不足を計算します。

【注意】

なお、年度途中における市町村合併等により消滅の団体等については、消滅の日から6ヶ月以内に基金に報告・精算することになります。

4 職員の区分

区 分	負担金割合	適 用
義務教育学校職員	1.00/1,000	市町村立学校職員給与負担法第1条で規定する職員
義務教育学校職員 以外の教育職員	1.07/1,000	教育委員会の職員、公立高校職員、公立幼稚園職員、 給食調理員、用務員等
警察職員	3.39/1,000	警察職員
消防職員	2.45/1,000	消防職員及び常勤の消防団員
電気・ガス・水道事業職員	1.65/1,000	電気・ガス・水道事業・工業用水事業及び公共下水道事業職 員（当該事務所の事務職員も含む）
運輸事業職員	1.95/1,000	市町村営バス運転手等
清掃事業職員	4.18/1,000	清掃事業職員
その他の職員	1.08/1,000	上記以外の職員

※ 負担金率は、令和2年4月以降からの負担金に適用（概ね3年ごとに見直し）

5 メリット制（平成22年度導入）

【目的】

職種ごとに一律であった負担金率を、任命権者の公務災害防止のための取り組みを促すことにより、公務災害の減少をはかり、負担の公平を図るため、給付費と負担金の割合に応じて負担金率を増減させるものです。

【適用団体】

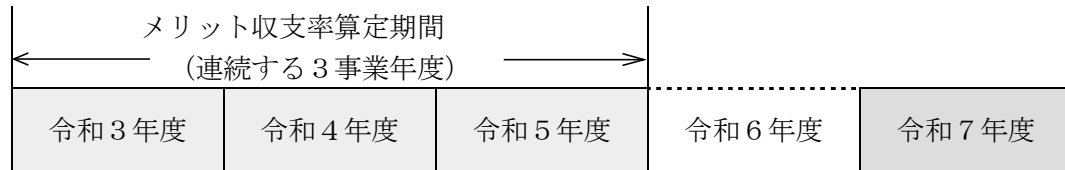
都道府県、指定都市、中核市、特例市、特別区、指定都市・中核市又は特例市を構成団体とする一部事務組合及び広域連合

栃木県支部管内では、栃木県及び宇都宮市が適用団体です。

【概要】

メリット制適用団体の負担金率を、連続する3事業年度の間（以下「メリット収支率算定期間」という。）における補償費等給付費と確定負担金の額との割合（以下「メリット収支率」という。）が理事長の定める基準値に5／100を加えた値を超え、又は基準値から5／100を減じた値以下である場合に、メリット収支率算定期間の最後の事業年度の翌々年度において、20／100の範囲内においてメリット収支率に応じて定められた率（以下「メリット増減率」という。）だけ引き下げ又は引き上げた割合（以下「メリット負担金率」という。）とするものです。

令和7年度負担金の場合



(職種ごとに)

$$\text{メリット収支率} = \frac{\text{補償費等給付費 (3カ年分)}}{\text{確定負担金の額 (3カ年分)}}$$



メリット増減率表

X = メリット収支率 - 基準値	メリット増減率
$X \leq -20/100$	-20%
$-20/100 < X \leq -15/100$	-15%
$-15/100 < X \leq -10/100$	-10%
$-10/100 < X \leq -5/100$	-5%
$5/100 < X \leq 10/100$	+5%
$10/100 < X \leq 15/100$	+10%
$15/100 < X \leq 20/100$	+15%
$20/100 < X$	+20%